

概算払に関する特約条項

(業務代行料の概算払)

第1条 第3条の規定に関わらず、大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、指定管理者は、各会計年度における前払いによる業務代行料の概算払い（以下「前払い」という。）を大阪市に請求することができるものとする。

2 各会計年度の前項による前払いの支払い回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。

回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	月 日から	金 円
第2回	月 日から	金 円
第3回	月 日から	金 円
第4回	月 日から	金 円

※請求時期及び回数については、施設毎に決定してください。

- 3 大阪市は、前2項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務代行料を支払わなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、この協定を誠実に履行しなければならない。
- 5 指定管理者は、第○条第1項各号（※1）、第○条第2項（※2）又は第○条第1項（※3）の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられたときは、業務代行料の返還額を大阪市と指定管理者が協議の上、決定し、大阪市の請求により、業務代行料の全部又は一部を返還しなければならない。

第5項に規定する各条数は、協定書において次の項目を定める条数を記載してください。

- ※1(指定の取消し又は当該業務の停止)、
- ※2(指定の辞退等)
- ※3(事情変更による指定の取消し等)

(業務代行料の精算)

第2条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けたときは、各会計年度における当該業務の終了後、速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終了後20日以内に大阪市に提出しなければならない。

2 大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しなかった

又は未実施であったことによる剰余が生じていると認める場合にあっては、指定管理者は、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

- 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。ただし、当該不足額に係る請求は、確定した業務代行料（業務代行料の変更があった場合には、変更後の業務代行料）から第1条第3項の規定による支払い済みの前払いによる業務代行料を控除した額を超えて行うことができない。
- 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
- 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、年度協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

※概算払いとなる場合は、本特約条項を添付すること。ただし、概算払いは、大阪市会計規則第51条各号に掲げる場合のみ適用できるものであることに注意すること。

※指定管理予定者を非公募により選定し、又は公募した結果1団体のみが応募し、本市の外郭団体が指定管理者となった場合の業務代行料については、概算払いとする。（関係法令・通知集：20.【H22.03.18総務第316号】「外郭団体等委託料インセンティブ制度の導入について（通知）」及び関係法令・通知集：21.「外郭団体等委託料インセンティブ制度の取扱いについて」を参照。）